



あなたのまちの 民生委員・児童委員

問い合わせ 西区 健康福祉課 地域福祉係(☎025-264-7315)

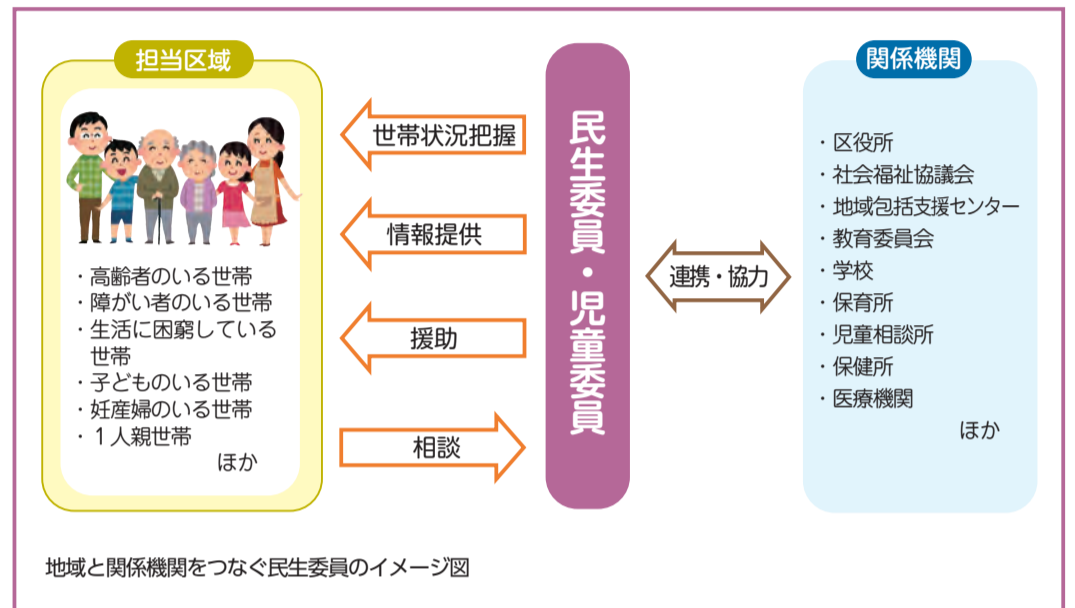
民生委員・児童委員(以下、民生委員)は、社会福祉の増進のために、地域の身近な相談相手として、必要な支援をしています。今号では、その役割や活動内容を紹介します。

民生委員って?

民生委員は民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼ねています。厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり、無報酬のボランティアとして活動しています。西区では、13の地区に分かれて、それぞれに主任児童委員も配置し、地区民生委員児童委員協議会が組織されています。

民生委員は“福祉のつなぎ役”

民生委員は地域住民の立場で支援が必要な人を関係機関につなぐ「福祉のつなぎ役」です。(右図参照)
日ごろから高齢者や障がいのある人など、心配な人への見守りや、生活に困っている人、1人親世帯の人から相談に乗るなどの活動をしています。
また、地域の状況に応じた、福祉の活動に参加しています。



民生委員の活動はみんなの味方

街の安心安全点検

坂井輪地区では、毎年5月に「街の安心・安全点検活動」を行っています。
民生委員がグループに分かれて、地域の危険箇所や手入れがされていない空き家など、心配な箇所の点検を行っています。点検後、改善が必要な箇所をまとめ、自治会と共有したり、関係機関に連絡を行っています。



高齢者の見守り

中野小屋地区では、月1回、民生委員による高齢者への見守り訪問活動を行っています。1人暮らしの人や高齢者のみの世帯などを訪問し、顔を合わせて世間話をしながら、体調の変化や困りごとがないか聞き取っています。顔の見える活動により、支援が必要な場合には、円滑に関係機関につないでいます。



民生委員と自治会長の懇談会

内野地区では、12月10日に内野・五十嵐まちづくり協議会の声かけにより、「民生委員と自治会長の懇談会」が開催されました。これは、日ごろの活動の情報交換をし、顔の見える関係づくりのために企画されたものです。
参加者は「立場は違ってもお互いに情報交換することが大切。定期的で開催してほしい」と話していました。



これらの活動のほか、さまざまな地域で民生委員や自治会役員などが連携し、取り組みを進めています。本紙2面「地域団体と民生委員が連携した地域の支え合い」の記事もご覧ください

民生委員に相談したいときは?

高齢者や障がいのある人への支援が必要なときや、子育てや介護で不安や心配ごとがあるときは、お住まいの地域の民生委員へお気軽にご相談ください。相談した人の秘密は固く守られます。地域の民生委員を知りたい場合は、お問い合わせください。

西区 健康福祉課 地域福祉係
☎025-264-7315



民生委員活動への理解と協力をお願いします

民生委員は地域住民にとって大変重要な役割を担っている一方で、民生委員の担い手が少なく、欠員となっている地域があります。
民生委員の任期の3年ごとに行われる一斉改選では、定年や家庭の事情で退任する民生委員もいます。万一、候補者が見つからず欠員となった場合は、困りごとを抱える人に目が行き届かず、必要な支援につながりにくいことが心配されます。地域の中で民生委員の立場や役割を理解し、必要に応じて連携することは、民生委員が活動しやすい環境となり、担い手確保にもつながります。
誰もが暮らしやすい安心な地域のために、民生委員活動への理解と協力をお願いします。

○今号掲載の情報は1月7日時点のものです。新型コロナウイルスの感染状況により催し等を中止する場合があります。開催状況はそれぞれの問い合わせ先までご確認ください
○催しに参加する場合は、それぞれで実施される感染対策を確認し、徹底をお願いします